

わが国の農村が持つ社会安定化機能の諸類型

明 石 光一郎

1. はじめに
2. 農村の持つ社会安定化機能の諸類型
 - (1) 労働市場安定化機能
 - ① 失業者プール機能
 - ② 失業者の最低生活維持機能
 - ③ 都市におけるスラムの形成を阻止する機能
 - ④ 安価な労働力供給機能
 - ⑤ 弱者への職業供給機能
 - (2) 高齢者の保護機能
 - ① 高齢者の経済的扶助機能および高齢者の介護機能
 - ② 高齢者への職業供給機能
 - ③ 高齢者の健康維持管理機能
 - ④ 高齢者への住宅供給機能
 - (3) シェルター（避難所）機能
 - (4) 安全維持（防犯）機能
 - ① 農村の持つ監視性と領域性
 - ② 農村の持つ教育機能
 - ③ 農村の持つ失業者吸収機能
3. 農村の安全維持機能についての実証分析
4. まとめにかえて

1. はじめに

近年、農業・農村の持つ公益的機能が注目されている。大内〔4〕に従えば、それは以下の4つのタイプに分類できる⁽¹⁾。①安定的な食料供給機能、②安全な食料供給機能、③自然環境の保全機能、④社会環境の保全機能である。

これらのうち自然環境の保全機能については、森林や水田の持つ洪水防止機能、水資源かん養機能および土砂流出防止機能などがよく知られている⁽²⁾。社会環境の保全機能については、農山村の持つ教育機能、保健休養機能、景観の維持機能および伝統や文化の維持・継承機能などが知られている⁽³⁾。

これらに加えて、例えば荏開津は農村コミュニティの存在が日本の社会を安定化させる機能を持つことを指摘する⁽⁴⁾。すなわち、日本は他の先進国と比較して所得分配が比較的平等であり離婚率と犯罪発生率が低いこと、日本国内においても東京と大阪を除く地域は東京、大阪に較べて離婚率、犯罪率ともに低いことより、日本における農村の存在が社会の安定に役立っているのではないかとい

う。

この農村コミュニティの持つ社会安定化機能を強いて上にあげた農業・農村の持つ公益的機能の枠組みで分類すれば、社会環境の保全機能にあたると考えられる。ここでは社会安定化機能とは、社会環境の保全機能のなかでもとくに社会の安定性、持続性、復元性に関わるものとする。すなわち、社会安定化機能は社会の多くのメンバーの厚生水準の極端な変動や低下の阻止、社会の内部崩壊の阻止、社会外部からのショックの緩和等の役割を果たすものとする。

本稿では上のように規定された社会安定化機能の諸類型について分類し考察を行う。さらに社会安定化機能の存在を確認するために、当該機能のひとつと考えられる安全維持（防犯）機能に焦点をあて、わが国の農村が実際に安全維持機能を有することを定量的に検証する。

注(1) ただし大内は「農業・農村の公益的機能」とはわずに、「農業の基本的価値」という用語を使っている。

(2) 森林の洪水防止機能については、たとえば福岡・宮田〔26〕がシステム・ダイナミクス

法を使って森林が存在することにより軽減される洪水の被害額を推計している。水田の持つ洪水防止機能については永田〔21〕や三菱総合研究所〔29〕の代替法による推計がある。

- (3) 農山村の持つ教育機能については、たとえば矢部〔31〕、〔32〕のCVM法を用いた推計がある。水田の持つアメニティ創造機能については、西澤・吉田・加藤〔22〕や浦出・浅野〔3〕によるヘドニック法による推計がある。水田転作作物の景観形成機能については藤本・高木・横井〔25〕が水田にコスモスを植えた場合についてCVM法で推計している。農山村の伝統文化維持機能については新保・浅野〔16〕が和歌山県の中山間地域を対象にしてCVM法で推計している。

- (4) Egaitsu〔39〕による。

2. 農村の持つ社会安定化機能の諸類型

これまでわが国の農村が持つ社会安定化機能について体系的にまとめた文献は筆者が知るかぎりまだないが、須永〔18〕は農業が食料生産以外に、中高年人口の扶養、過密・過疎の緩和、貿易の拡大、安価な労働力の供給、国土保全などの便益を国民経済にもたらしていることを指摘している。彼の分類を参考にしつつ筆者なりの整理を試みることにする。ここでは社会安定化機能として、労働市場安定化機能、高齢者の保護機能⁽¹⁾、安全維持機能、都市住民への避難所提供機能（戦災、天災時）に分類して考察を進めることにする（表1）。以下それぞれの機能について説明をしていく。

(1) 労働市場安定化機能

資本主義社会においては景気変動は必然的である。資本制企業は好況期には労働時間の延長や雇用人員の増加によって雇用を拡大し、不況期には労働時間の短縮や雇用人員の削減（解雇）によって雇用を縮小する。ところが農業に代表される自営業部門では、その従業員は一般に家族や親類縁者であることが

多いので、不況期においても従業員を解雇することはない。むしろ不況期には資本制企業を解雇された血縁者に就業の場を与えることが一般的である。したがって不況期において農業は失業者を潜在失業者などのかたちで吸収し、失業が顕在化することを妨げる⁽²⁾。逆に好況期には、資本制企業へ安価な労働力を供給することによって経済成長に貢献する。このように農業は労働市場の安定化という面で望ましい性質を持つことが梅村〔2〕、須永〔18〕、〔19〕、丸山〔28〕など多くの研究者により指摘されている。この労働市場安定化機能についてさらに細かくみていくことにする。

① 失業者プール機能

梅村〔2〕は自営業部門（農業、商業およびサービス業）が労働力のプール（貯水池）としての働きを持つことに着目した。彼は、わが国においては農林業が非農林業部門の景気変動により生じた就業者数の循環変動を相殺することによって、失業の大幅な変動を著しく緩和している事実を、第二次世界大戦後のデータを用いて指摘した。彼は農林業に代表される自営業部門は景気変動に対して緩衝作用を持つと結論している。丸山〔28〕も自営業部門の存在はケインズ型の経済安定化装置であると、梅村と同じ主張をしている。

② 失業者の最低生活維持機能

梅村〔2〕は労働者を恒常的労働力と縁辺労働力とに2分して考察したが、上に述べた失業者プール機能はもっぱら縁辺労働力にかかわるものであった。たしかに通常の不況期には失業する人は主として梅村が想定していたような補助的労働者であろうが、不況が長期化したり極めて深刻なものであったり、恐慌が起きたときには、補助的労働者だけでなく恒常的労働者（世帯主）までもが失業する事態さえ生じるであろう。扶養家族を抱えた世

表 1 農業・農村のもつ社会安定化機能の諸類型

1. 労働市場安定化機能	景気変動に際して不況期には非農業部門より労働者を吸収して失業を減少させ、好況期には排出することにより労働不足を緩和し、労働市場における緩衝装置としての働きをする。
失業者プール機能	不況期において、非農業部門において解雇される労働力を潜在失業のかたちで吸収し、失業を顕在化させない。
失業者の最低生活維持機能	失業者に職業および衣食住を提供し、失業者の最低生活を保障する。
スラム形成阻止機能	失業者を農業部門で吸収することにより、都市におけるホームレス層やスラムの形成を阻止する。
安価な労働力供給機能	非農業部門へ低廉な価格で優秀な労働力を大量に供給することにより経済成長に貢献する。
社会的弱者への職業供給機能	企業には雇用されにくいような病弱者、体力のない者、職業的技術のない者でも、家族農業の補助者としては就業することができる。
2. 高齢者保護機能	
高齢者の生活扶助機能	高齢者は一般に収入が少ないが、農村や農家では都市に較べて高齢者の子供夫婦との同居率が高い。したがって経済的に困窮することが、都市の高齢者に較べて少ない。
高齢者の介護機能	農村や農家では都市に較べて高齢者の子供夫婦との同居率が高い。したがって家庭内に高齢者の介護をする者がいることが多い。
高齢者への職業供給機能	農業には定年制がないため高齢者でも働くことができる。
高齢者の健康維持管理機能	農業労働は高齢者にとって、健康増進に役立ち、「生きがい」となりうる。
高齢者への住宅供給機能	持ち家を持たない高齢者が都市において住宅（賃貸、売買とも）を取得することは困難であるが、農村においては比較的容易である。
3. シェルター（避難所）機能	戦災時や天災時に都市住民に避難所を提供する。
4. 安全維持機能	農村では都市と比較すると犯罪が少なく安全である。 すなわち、農村では都市と比較して人間関係が緊密で監視性と領域性が高いため犯罪が生じにくい。

帯主の失業は補助的就業者の失業とは比較にならないほど深刻であろう。とくに当該家族に予備の貯金が少なく持ち家がない場合には住む所にも困ることになる。そのような深刻な不況期が生じた場合、失業した世帯主が血縁をたよって帰村し農業に就業できれば⁽³⁾、すくなくとも食料と住宅の確保だけは可能となる。

Myint〔45〕は農村の偽装失業者（限界生産力がゼロに近い労働者）は親類縁者や自給部門の非公式の社会福祉制度によって扶助を受けることができるが、都市の失業者はより

みじめな境遇にあると述べている。実際、日本の大都市においては住宅事情が極めて悪い
ため、失業した世帯主が親類縁者の住居へ寄宿することは困難であろう。

③ 都市におけるスラムの形成を阻止する機能

上で考察した深刻な不況期に失業し住居も確保できない恒常的労働者はスラムに居住し都市雑業層となる可能性もある。しかし失業者が帰村できればそのようなスラムの発生も防止することができる。スラムの住人の生活

が悲惨なものであることは村口〔30〕に詳しく述べられている。また、スラムの発生が治安維持の観点から望ましくないことは駒田〔14〕に詳しく述べられている。

④ 安価な労働力供給機能

須永〔19〕は「経済成長または資本蓄積には労働力の追加供給が不可欠であるが、労働力は資本が直接生産しえぬ特殊な商品であり、その有限性が資本蓄積の桎梏となって経済成長を阻害することは避けられない。…しかし現実には、いずれの国にも資本制生産からとり残された農業が膨大な過剰労働力を潜在させており、それが資本蓄積に不可欠な追加労働力の供給源となって労働の有限性を著しく緩和し、労働力の自然成長率よりはるかに高い経済成長を可能ならしめている。日本資本主義もその生成期から一貫して、稲作主体の農業に特有の人口稠密な農村が擁する膨大な過剰労働力をフルに利用し、低賃金を最大の武器として急成長を続けてきた。戦後の驚くべき高度成長も、農業から析出された1,000万人もの労働力を利用することによって、はじめて可能になったのである」と農村が安価な労働力を供給することにより、わが国の経済成長に大きく貢献したことを指摘する。

⑤ 弱者への職業供給機能

梅村〔2〕は「病弱などで雇用労働者としては到底世間では通用しないような劣悪な労働力も、また育児などのために雇用労働者としては就業しえない家庭的事情のある場合でも、自営の家業でならともかくもやりくって、就業できる場合が少なくない」と述べている。また、現在の日本農業の労働力の劣弱性を批判する意図で“三ちゃん農業”という言葉が使われている。

しかしこれらの例は女性でも老人でも農業という職業にはなんとか従事できるという事

実であり、社会的弱者や体力のない者に対しても収入の糧を与えるという農業の持つ極めて好ましい面を表しているといえよう。

(2) 高齢者の保護機能

① 高齢者の経済的扶助機能および高齢者の介護機能

わが国では高齢化が着実に進展している。ここでは一般に高齢者と定義される65歳以上の者の生活状況について厚生省の『国民生活基礎調査』によりみてみよう。65歳以上の人口総数は平成5年には1,649万人であり、昭和55年の1,073万人の1.5倍となっている(表2)。うち単独世帯で暮らすものは91万人から199万人へ、夫婦のみの世帯で暮らすものは210万人から465万人へとそれぞれ2倍になっている。その構成割合をみると、昭和55年には単独世帯と夫婦のみの世帯に暮らすものは合わせて28%であったのが、平成5年には40%に増えている。いうまでもなくこれらの世帯は高齢者のみもしくは高齢者と高齢に近い配偶者からなる世帯と考えられる。未婚の子と同居する者は280万人で18%でその構成比は昭和55年と殆ど変わっていない。ところが子供夫婦と同居する者は632万人で38%であり、昭和55年には53%であったのが一貫して減少している。

それでは65歳以上の者のいる世帯の年間所得はどのようになっているのだろうか。表3によると、2,892世帯のうち単独世帯と核家族世帯1,495世帯の所得は三世代世帯と比較して明らかに低いことがわかる。単独世帯では469戸のうち100万円未満の世帯が128世帯とじつに4分の1以上を占める。とくに女の単独世帯は365世帯のうち34世帯が50万円未満である。また核家族世帯(夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみもしくは片親と未婚の子のみからなる世帯)の所得も低い。1,026世帯のうち37%の382世帯は所得が300万円未満である。最も所得が高いのが三世代世帯で

表 2 家族形態別にみた 65 歳以上の者の数及び構成割合の年次推移

年 次	総 数	単 独 世 帯	夫婦のみの 世帯	配偶者のいな い子と同居	子供夫婦と 同居	そ の 他 の 親族と同居	非 親 族 と 同居
推計数 (単位:千人)							
昭和 55 年	10,729	910	2,100	1,770	5,628	300	21
56	11,117	984	2,170	1,802	5,832	304	26
57	11,515	976	2,361	1,862	5,966	328	24
58	11,486	1,046	2,451	1,912	5,758	304	15
59	11,718	1,147	2,571	1,948	5,708	317	27
60	12,111	1,131	2,791	2,019	5,800	343	26
61	12,626	1,281	2,784	2,219	5,897	409	37
62	13,030	1,290	3,039	2,209	6,043	416	32
63	13,491	1,405	3,259	2,373	5,971	432	49
平成元年	14,249	1,592	3,634	2,524	6,016	445	29
2	14,453	1,613	3,714	2,568	6,063	473	22
3	15,599	1,816	4,243	2,799	6,185	515	41
4	15,986	1,865	4,410	2,934	6,188	549	41
5	16,494	1,990	4,648	2,978	6,319	531	28
構成割合 (単位:%)							
昭和 55 年	100.0	8.5	19.6	16.5	52.5	2.8	0.2
56	100.0	8.8	19.5	16.2	52.5	2.7	0.2
57	100.0	8.5	20.5	16.2	51.8	2.8	0.2
58	100.0	9.1	21.3	16.6	50.1	2.6	0.1
59	100.0	9.8	21.9	16.6	48.7	2.7	0.2
60	100.0	9.3	23.0	16.7	47.9	2.8	0.2
61	100.0	10.1	22.0	17.6	46.7	3.2	0.3
62	100.0	9.9	23.3	17.0	46.4	3.2	0.2
63	100.0	10.4	24.2	17.6	44.3	3.2	0.4
平成元年	100.0	11.2	25.5	17.7	42.2	3.1	0.2
2	100.0	11.2	25.7	17.8	41.9	3.3	0.2
3	100.0	11.6	27.2	17.9	39.6	3.3	0.3
4	100.0	11.7	27.6	18.4	38.7	3.4	0.3
5	100.0	12.1	28.2	18.1	38.3	3.2	0.2

出所：厚生省大臣官房統計情報部『国民生活基礎調査』各年版。

ある。

したがって高齢者のみの世帯および高齢者とその配偶者からなる世帯の持つ問題点としてその所得が低いことである。さらにそのような世帯では基本的に高齢者の介護をするものがないという問題がある。また、高齢者と未婚の子からなる世帯も、子の結婚によって「三世代世帯」に転化するとは限らず、子の結婚を契機にして別居し、高齢者のみの世帯になる可能性を含んでいたり、同居している未婚の子が離婚していたり身障者であった

りするために老親扶養を期待しない場合もあるなど、高齢者と既婚の子からなる世帯とは基本的に異なる性格を有していると鈴木・松浦〔17〕は述べている。いずれにせよ単独世帯および核家族世帯は高齢者の厚生については問題があると考えられる。この点、最も望ましいのが三世代世帯だといえよう。所得が高く、高齢者の面倒をみる人がだれかしらいるからである⁽⁴⁾。

ここで高齢者のいる世帯の構成を市郡別にみることにする(表 4)。単独世帯、夫婦のみ

表 3 65 歳以上の者のいる世帯数（世帯構造・所得階級別）

（平成 5 年）

所得階級	総 数	単 独 世 帯		核家族世帯		三世代世帯	その他の世帯
		男の 単独世帯	女の 単独世帯	夫婦のみの 世帯	夫婦（片親） と未婚の子 のみの世帯		
総 数	2,892	104	365	664	362	1,077	320
50 万円未満	48	6	34	4	2	1	1
50～100	149	17	71	36	11	6	8
100～200	386	36	177	99	36	18	20
200～300	338	22	46	150	44	32	34
300～400	322	9	17	155	48	61	32
400～500	222	4	6	75	44	64	29
500～600	225	3	6	36	28	116	36
600～700	225	1	2	28	44	122	28
700～800	171	0	1	16	21	102	31
800～900	134	0	1	9	16	98	10
900～1,000	120	2	0	9	13	80	16
1,000 万円以上	552	4	4	47	45	377	75

出所：表 2 に同じ。

表 4 市郡別にみた世帯構造別 65 歳以上の者のいる世帯数及び構成割合

（平成 4 年⁽¹⁾）

市 群	総 数	単独世帯	核 家 族 世 帯			三世代世帯	その他の世帯
			夫婦のみの 世帯	夫婦と 未婚の子 のみの世帯	片親と 未婚の子 のみの世帯		
総 数	11,884	1,865	推計数（単位：千世帯）				
大 都 市	2,413	527	2,706	868	571	4,348	1,527
人口 15 万人以上の市	3,025	476	702	235	158	512	279
人口 15 万人未満の市	3,280	444	749	255	158	1,039	349
郡 部	3,278	417	600	201	140	1,311	415
				177	116	1,487	483
総 数	100.0	15.7	構成割合（単位：%）				
大 都 市	100.0	21.9	22.8	7.3	4.8	36.6	12.8
人口 15 万人以上の市	100.0	15.7	29.1	9.7	6.5	21.2	11.6
人口 15 万人未満の市	100.0	14.0	24.7	8.4	5.2	34.3	11.5
郡 部	100.0	12.7	20.7	6.3	4.4	41.4	13.1
			18.3	5.4	3.5	45.3	14.7

出所：表 2 に同じ。

注：(1)：現時点で得られるデータとしては、平成 4 年の数値が最新のものであった。

の世帯、夫婦（もしくは片親）と未婚の子からなる世帯の構成割合は、いずれも大都市、人口 15 万人以上の都市、人口 15 万人以下の都市、郡部の順に小さくなっていることがわ

かる。逆に三世代世帯は郡部では 45% と大都市の 21% の 2 倍の水準であることがわかる。したがって郡部においては、都市部と比較すると、高齢者の貧困問題や高齢者を介護

するものが家庭内にいないという悲惨な問題が起こりにくいと推察できる。

とくに高齢者の扶助に関しては、農村では自宅の周辺に多くの親類をもっていることが多く近隣関係の結束も強いいため、相互扶助が一般的であり地縁血縁をあげて高齢者の面倒をみる体制が出来上がっていることを川崎〔8〕は指摘する。

ただし農村でも兼業可能な農村ではあまり問題はないが、過疎地域の山村では老人を介護する若年者が減少してしまって深刻な問題になっている。川本〔10〕は農村に独特の老人問題として過疎地域の一人暮らしの老人の自殺率がとくに高いことをあげている。しかしこれは農村に問題があるというよりは、農村が崩壊していること（農村に人がいなくなる）が問題であるといえよう。農村が健全なかたちで残されていればこのような事態は生じないと考えられるからである。表5には65歳以上の者のいる世帯の年間所得が世帯業態別にあげられている。これによると、農

耕世帯でも専業世帯と兼業世帯ではその所得に大きな格差があることがわかる。年間所得が300万円未満の世帯は専業世帯では129世帯中69世帯もあるが兼業世帯では387世帯中35世帯しかない。専業世帯は主として単身世帯か核家族世帯よりなり、専業世帯には三世帯世帯が多いことは容易に予想できる。したがって高齢者のいる兼業農家は、比較的所得が高いという点で高齢者の貧困問題を解決しているだけではなく、高齢者のケアをする家族もいるという点で、社会的に極めて望ましい性質を有しているといえよう。兼業農家の持つ積極的な意義については川本〔9〕に詳しく記されているが、兼業農家が高齢者の保護について重要な役割を果たしていることもここに付け加えておきたい。

② 高齢者への職業供給機能

わが国では高齢化が進行しているにもかかわらず、定年は依然として55歳から60歳の企業が多い。したがって働きたくても職を得

表5 65歳以上の者のいる世帯数（世帯業態・所得階級別）

（平成5年）

所得階級	総数	雇用者・自営業者の世帯			農耕世帯	
		雇用者世帯	自営業者世帯	その他の世帯	専業世帯	兼業世帯
総数	2,892	1,002	396	978	129	387
50万円未満	48	3	4	39	0	2
50～100	149	12	10	116	25	4
100～200	386	37	41	272	18	11
200～300	338	68	39	195	26	18
300～400	322	64	55	155	16	22
400～500	222	76	27	73	10	28
500～600	225	107	39	38	8	31
600～700	225	110	38	26	2	43
700～800	171	80	29	15	5	45
800～900	134	78	10	9	1	32
900～1,000	120	70	11	8	11	30
1,000万円以上	552	297	91	32	3	121

出所：表2に同じ。

られない高齢者も多い。他方、農業には定年制はなく、高齢者でも従事することができる。したがって農業により高齢者も収入を得ることができるし、働く喜びを得ることもできる。

③ 高齢者の健康維持管理機能

川本〔10〕は農業労働が高齢者の心身に対して好ましい影響を及ぼすことをあげている。また川本は農業労働は高齢者に対してだけでなく、心身の障害者や非行少年の社会復帰にも極めて有効であるという。茂野〔15〕は、農家経済調査の個表データを使った分析結果より、農業労働は高齢者にとっては単なる所得獲得の手段であるというよりは、「健康管理の場」「生きがいの場」と位置づけるほうが適当であると主張している。

これに対して、大都市圏の高齢者は退職により会社社会から離れることにより自己実現の機会を失い生きる目標を喪失しがちであることが経済企画庁〔13〕にあげられている。

④ 高齢者への住宅供給機能

東京などの大都市で持ち家のない高齢者は悲惨な状況にあると考えられるが、ここではとくに早川・岡本〔23〕に従って説明してゆく。高齢者が住宅を取得するのが困難な理由は、まず第1に高齢者は一般に収入が少なく住居費負担能力が低いことにある。民間借家の家賃は、1986年の地代家賃統制令の廃止で値上げが自由になり、多くの老人が住んでいた古い借家では一挙に4～5倍の値上げも珍しくない。民間借家だけでなく公営・公団住宅の家賃も大幅に上昇した。その結果家賃を払えず住み続けられなくなった老人が増えた。強制執行により住宅を追い出された老人の自殺や無理心中も起きている。さらに1992年には地主家主の権利を強化する借地借家法が施行されたが、これも高齢者の住宅獲得には不利になる。第2の理由として、多くの民

間借家の家主が高齢者に家を貸したことがないことがある。それは高齢者が家賃の値上げに応じない、火を出す危険がある、いつのまにか死んでいる等がその理由である。したがって高齢者は今まで住んでいた住宅をいったん出ると、次の住居を容易にみつけれないことになる。こうした問題について早川・岡本は「人間が生存するうえでの基本的基盤であり、生命の安全・健康・生活の安定を保障し、衰えた心身機能をカバーし、生活を支え福祉の基礎となるべき住居が、老後も不安定であるという今日の日本のような社会は、人間社会の構成としてもっとも基本的な要素を欠いているといつてよいであろう」と述べている。

いったん都市へ出た人がかりに高齢者となるまでの間に都市で住宅を購入できなくても、農村へ帰ることができれば、上で述べた悲惨な状況を回避することができる。

なお、ここで述べた農村の持つ高齢者保護機能は、社会福祉の充実により代替可能なものである。しかし、その場合に要する社会的費用は非常に大きいものになると考えられる。

(3) シェルター（避難所）機能

農村の持つ避難所機能の実例については、第二次世界大戦中および後における農村部への疎開があげられる。逸見〔27〕は、並木正吉の推計を引用しながら、終戦直後の失業人口（家族を含む）の半分が中小都市に流入し、半分が農村に帰ったと述べている。それは、日本の殆どあらゆる人口がその血縁を農村にもっていたため、都市などで生活できなくなった人口は農村に帰ることが当然だと考えられていたからだとする。

なお、農村のもつ避難所機能が有効に発揮されるためには、都市住民になんらかの被害が及ぶことが察知されてから被害が現実のものとなるまでの間に都市住民が農村部へ移動

する時間的余裕がなければならない。しかし被害の可能性が察知されてから現実発生するまでに十分な時間的余裕がない突発的な非常事態（たとえば東京近辺に大地震が生じる可能性が高い場合）に対しては、あらかじめ人口を農村地域へ分散させることによって被害を最小化する方法も考えられる。

(4) 安全維持（防犯）機能

従来わが国においては農村では人口当りの犯罪が少ないこと、農業者が犯罪を行う率が低いことが指摘されてきている⁽⁵⁾。

この原因のひとつとして農村では都市と比較して若年人口が少ないことが考えられる。しかし平野、佐藤〔24〕は東京都（都市）と鹿児島県（農村）の犯罪率を比較して、原数値では東京都の犯罪率が108%高いが、年齢分布の違いを修正した犯罪率を比較しても、東京都は鹿児島県より62%も高いという結論を得ている。この事実より彼らは、「犯罪を誘発する社会的要因は、鹿児島県に較べて、東京都は62%も強いといわねばならない」と述べている。

この点についてより立ち入って検討すると、農村の犯罪率が都市よりも低い理由として、以下に述べる3つのメカニズムが考えられる。

① 農村の持つ監視性と領域性

農村では都市と比較すると、監視性と領域性が強いといえる。農村には兼業化にもかかわらず村落共同体が残っており、その性格は安定的であることは川本〔9〕により指摘されている。日本の農村の村落共同体の結び付きが極めて強固であることは大鎌〔5〕、川本〔9〕らにより指摘されている。監視性と領域性が防犯の基本となることは警察庁〔12〕によっても指摘されている。さらに科学警察研究所の清永ら〔11〕は、犯罪の被疑者（財産犯）を対象とした調査により、彼らの街区選

定については「人通りが多いか少ないかよりも、街の人間の近隣関係が良好か否かが問題で、よそ者が街中に入りやすいこと」が第1の要因になっていることを指摘する。

② 農村の持つ教育機能

農村が人格形成に対して好ましい影響を与えることは大内〔4〕により指摘されている⁽⁶⁾。また矢部〔32〕による実証研究もある。

③ 農村の持つ失業者吸収機能

都市において失業した人間が農村で就業できれば、都市におけるスラムの発生を防ぎ、都市の犯罪を予防することになる。なお、スラムにおける高い犯罪発生傾向については、駒田〔14〕を参照されたい。

注(1) 失業者プール機能と高齢者保護機能の一部は須永〔18〕の指摘する中高年人口扶養機能と重複すると考えられる。

(2) この理論的分析は丸山〔28〕においてなされている。

(3) 恒常的勤務に就く世帯主の多くが失業するような深刻な不況は第2次大戦後の日本ではいままでのところ生じていない。しかしながら臨時的賃労働に就く世帯主が失業によって帰農する傾向はあったと判断される。たとえば、須永〔20〕は昭和50年代に雇用情勢（とくに製造業や建設業）の悪化により、多くの中高年男子（世帯主）が臨時的賃労働から農業へ還流した事実を指摘している。

(4) しかし三世代世帯についても問題がある。たとえば岡本〔6〕は現在の日本では三世代同居家族が多いが、その場合嫁は雇用労働者として外部へ就労しているケースが多く、三世代同居といってもその大半の世帯では老人は昼間は一人で暮らしている（「昼間独居」といわれる）ために、一旦動けなくなると途端に崩壊する極めて脆い同居構造であるという。また近年都市部では中年以上の女性の間に嫁による介護を忌避する傾向が強くなっているといわれるが、その理由は上述の三世代同居構造と都市部の劣弱な住宅にあるといえよ

う。しかし農家で嫁が農業に従事している場合には高齢者のケアがおこないやすいために上のような問題は発生しにくいと考えられる。

(5) たとえば、警察庁『昭和42年の犯罪』、小野〔7〕を参照。

(6) 大内〔4〕は、山村や農村は多くの伝統的な文化的価値をもっており、それを次世代へ維持・継承してゆく役割を果たしていること、農山村による良好な自然環境の維持は青少年の健全な成長に必要であることをあげている。このような農村の持つ教育機能は個人の効用関数に影響を及ぼし、遵法意識を高めることによって犯罪の主観的効用を低下させる働きをすると考えられる。

3. 農村の安全維持機能についての実証分析

本稿の2では農村の持つ社会安定化機能のひとつと考えられる安全維持機能の基本的枠組みについて述べた。ここでは農村の安全維持機能の存在を実証するために、刑法犯発生率の都道府県別横断面データを用いて計量経済学的分析を行うことにする。犯罪行動の経済学的分析は日本においては極めて少ないが、アメリカにはBecker〔33〕の先駆的業績以来多くの理論・実証研究の蓄積があるので⁽¹⁾、これらの研究に範を求めることにする。まず、過去の研究の主要な成果を紹介しておく。

理論的研究としては、犯罪行動を個人の効用最大化問題として捉えたBecker〔33〕、それを拡張したBlock and Heineke〔34〕、厳しすぎる刑罰が犯罪を誘発することもあることを示したDickens〔38〕、犯罪活動と警察活動の一般均衡モデルを提示したFurlog〔42〕、懲役刑と罰金刑の効率性を論じたPolinsky and Shavell〔46〕、異時点間の選択モデルより主観的割引率が大きい人はその他の事情が一定であれば犯罪を行いやすいことを証明したDavis〔37〕などがある。

実証研究についてはその焦点の一つは一般

抑止仮説（deterrent hypothesis）の検証であった。一般抑止仮説とは、刑罰の強化（懲役期間の長期化等）と刑罰の確実性の上昇（検挙率の上昇等）が犯罪を減少させるというものである。

Ehrlich〔40〕はアメリカの1940, 50, 60年の州別横断面データを使用して犯罪率、検挙率を被説明変数とする同時方程式体系を推計した。犯罪率の推計式については、検挙率の係数と刑罰の厳しさの係数の符号はマイナスで有意であり、非白人率の係数と地域の所得不平等度の係数の符号はプラスで有意であるという結果を得ている。一般抑止仮説は成立していると結論している。

Sjoquist〔47〕は1968年のアメリカの人口2万5千人から20万人の地方都市53個の横断面データを使用して、財産犯発生率を被説明変数にしてOLSによる推計を行った。彼は、刑罰の確実性の係数、刑罰の厳しさの係数の符号はともにマイナスで有意であり、失業率の係数と非白人率の係数の符号はともにプラスで有意であるという結果を得ている。一般抑止仮説は成立していると結論している。

Swimmer〔48〕は1960年のアメリカの人口10万人以上の都市の横断面データを使用して、犯罪率、住民一人当たり警察支出額および刑罰の確実性の3つを被説明変数とする同時方程式体系をTSLSで推計した。犯罪率の推計式については、刑罰の厳しさの係数と非白人率の係数の符号がプラスで有意であるという結果を得ている。

Mathur〔43〕は1960年と70年のアメリカの人口10万人以上の都市の横断面データを使用して、犯罪率と住民一人当たり警察支出額および検挙率を被説明変数とする同時方程式体系をTSLSで推計した。犯罪率の推定式については、刑罰の確実性の係数および刑罰の厳しさの係数の符号はともにマイナスで有意であり、非白人率の係数の符号はプラス

で有意であるという結果を得ている。一般抑止仮説は成立していると結論している。

Witte [49] は1969-71年にノースカロライナ州の刑務所に収監されていて釈放された641人の個別データを使用した分析を行った。彼女は一般抑止仮説は成立していると結論している。

Myers [44] は1972年に連邦刑務所を釈放された2,127人の個別データを使用して、Witteの結果に反する結論を得ている。彼は、刑罰の確実性の係数の符号はプラスであること、刑罰の厳しさの係数の符号はマイナスではあるが有意でないことから、その抑止効果は弱いと結論している。

Craig [35] は1972年のボルチモア市の79の警察管区の横断面データを使用して、犯罪率、犯罪解決率、住民1人当たり警察官数、犯罪被害届出率を説明変数とする同時方程式体系を3SLSで推計した。彼は、警察官数の増加は犯罪解決率を上昇させ、犯罪解決率の上昇は犯罪発生率を低下させると結論している。

アメリカでの実証研究の主要な結果は以下のとおりである。一般抑止仮説は成立している。すなわち、刑罰の確実性、刑罰の厳しさともに犯罪を抑止する。失業等に代表される経済的困窮は犯罪を誘発する傾向がある。非白人率は犯罪発生率と正の関係がある。

つぎに日本における研究例を紹介しておく。わが国におけるこの分野の研究は少ないが、代表的なものとしては秋葉 [1] がある。秋葉は日本全国についての1955年から86年までの時系列データを使用してOLSとTSLSによる推計を行った。彼は、一般抑止仮説はおおむね成立していること、失業率が犯罪発生率にプラスの影響を持つこと、短大・大学進学率がマイナスの影響を持つこと、農村人口比率がマイナスの影響を持つという結果を得ている。彼は農村人口比率を都市化の代理変数として使用した。すなわち、

都市化が進めば、都市の混雑現象が犯罪を増加させると想定したのであり、農村の存在自体が犯罪の発生を抑止すると考える本稿とは異なる理論モデルであるといえよう。

以上の結果を踏まえながら、次式をOLSで推計する⁽²⁾。

$$\begin{aligned}\ln C = & \alpha_0 + \alpha_1 \ln AG + \alpha_2 \ln P \\ & + \alpha_3 \ln POV + \alpha_4 \ln ALC \\ & + \alpha_5 \ln ENV + u\end{aligned}$$

ここに、 C は人口十万人当たり刑法犯発生件数である⁽³⁾。 AG は農家人口の総人口に対する百分率であり、農村の持つ安全維持機能を検証するために使用した。 P は刑法犯検挙率である。検挙率は犯罪発生率に影響を及ぼす最も重要な要因であることが、アメリカでは理論的にも実証的にも認められている⁽⁴⁾。 POV は人口千人当たりの被生活保護者数である。生活保護率は生活困窮度の指標として使用した。生活が経済的に困窮すれば、その他の事情を一定とすれば、犯罪（とくに財産犯）を行いやすい傾向があることは、理論的にも実証的にも指摘されている。 ALC は1人当たりアルコール消費量である。アルコール消費量と犯罪発生率に正の相関があることはFadaei-Tehrani [41]で実証されている。 ENV は人口十万人当たりの公害苦情件数である。ここでは公害に代表される居住環境の悪化が犯罪を誘発する可能性があることを仮定している。 u は誤差項である。

なお、上の犯罪発生率推計式では説明変数として刑罰の厳しさが取り入れられていない。その理由は、わが国では刑罰の厳しさは刑法で規定されており県によって異なることはないからである。また、日本はアメリカとは異なり単一民族であるために、「非白人率」に相当する変数は得られなかった。短大・大学進学率については農家人口比率と相関があるため使用できなかった。

推計に用いたデータは1982年から1991年までの都道府県別の横断面データである。

データの出所は以下のとおりである。刑法犯発生率および検挙率：警察庁『警察白書』，総人口および農家人口：農林水産省『農林水産省統計表』，被生活保護人員：厚生省『社会福祉行政業務報告』，酒類消費量：国税庁『国税庁統計年報書』，公害苦情件数：公害等調整委員会『公害苦情件数調査報告書』の各年版。

推計結果を表6に示す。1989年から1991年の推計結果以外はすべて決定係数が0.55未満である。したがって1982年から1987年の結果は参考程度に考えるべきであろう。1989年以降の決定係数が上昇した理由は，最も重要な説明変数といわれる刑法犯の検挙率が低下したために，その変動係数が大きくなって推計結果が安定的になったためである。なお1989年から1991年では R^2 は0.55～0.65程度であり，本稿と同じく単一方程式を

OLSで推計したにSjoquist (47)の結果に匹敵するものとなっている。つぎに1989年から1991年にかけてのデータをプールして推計を行ってみた。プールデータによる推計結果は良好であった。

推計結果からは以下のことがいえる。

まず，検挙率の係数 α_2 の符号は全対象期間でマイナスであり，1989年から91年の推計結果では有意である。したがって1989～91年については，わが国では一般抑止仮説（刑罰を受ける確実性の上昇が犯罪率を減少させる）が成立していることを確認できる⁽⁶⁾。なお，1982年から1988年にかけては検挙率の係数が有意でなく一般抑止仮説の成立を確認できない年があるが，その理由はこれらの期間では検挙率の変動係数が小さいために推計結果が不安定であるためであり，「一般抑止

表6 犯罪発生率の推計結果

年	α_0	α_1	α_2	α_3	α_4	α_5	$/\bar{R}_2$
1991	7.291 (5.81)	-0.120 (-2.73)	-0.512 (-4.49)	0.080 (1.74)	0.289 (1.08)	0.101 (1.89)	0.6556
1990	7.341 (5.24)	-0.123 (-2.31)	-0.428 (-3.17)	0.119 (2.66)	0.216 (0.78)	0.084 (1.23)	0.5764
1989	7.620 (4.92)	-0.091 (-1.45)	-0.603 (-3.09)	0.153 (3.08)	0.239 (0.83)	0.052 (0.69)	0.5502
1988	7.283 (3.63)	-0.179 (-2.93)	-0.208 (-0.66)	0.151 (2.86)	0.103 (0.33)	0.061 (0.69)	0.4585
1987	4.532 (2.20)	-0.161 (-2.75)	0.139 (0.45)	0.124 (2.36)	0.366 (1.17)	0.096 (1.15)	0.3957
1986	6.887 (3.62)	-0.153 (-2.73)	-0.239 (-0.84)	0.131 (2.43)	0.259 (0.87)	0.038 (0.47)	0.3993
1985	9.175 (5.51)	-0.165 (-3.26)	-0.529 (-2.04)	0.147 (2.90)	0.048 (0.17)	-0.044 (-0.53)	0.4561
1984	10.319 (6.21)	-0.189 (-4.24)	-0.598 (-2.56)	0.146 (2.88)	0.016 (0.06)	-0.104 (-1.42)	0.5205
1983	7.274 (4.16)	-0.213 (-3.88)	-0.227 (-0.80)	0.010 (1.63)	0.332 (1.22)	-0.050 (-0.64)	0.5045
1982	7.932 (4.19)	-0.221 (-3.62)	-0.225 (-0.73)	0.101 (1.58)	0.156 (0.55)	-0.038 (-0.41)	0.4672
1989～91 プール	7.891 (11.10)	-0.120 (-4.25)	-0.464 (-6.11)	0.126 (5.16)	0.172 (1.176)	0.075 (2.073)	0.6049

注. 推計式は

$$\ln C = \alpha_0 + \alpha_1 \cdot \ln AG + \alpha_2 \cdot \ln P + \alpha_3 \cdot \ln POV + \alpha_4 \cdot \ln ALC + \alpha_5 \cdot \ln ENV + u$$

である。

仮説が成立しない」ことを意味しているのではないことをことわっておきたい。

千人当たり被生活保護人員の係数 α_3 はプラスであり有意である。このことは経済的困窮が犯罪を誘発するという仮説を支持しており、Sjoquist [47] や Mathur [43] の推計結果と整合的である。

1人当たりアルコール消費量の係数 α_4 の符号はプラスである。このことは Fedaei-Tehrani [41] の推計結果と整合的である。

十万人当たり公害苦情件数の係数 α_5 は1989～91年についてはプラスである。

さて最後に農家人口比率の係数 α_1 をみてみよう。 α_1 は1982年から1991年にかけてのすべての時期でマイナスであり、かつ有意である。したがってわが国では、検挙率や経済的困窮度やアルコール消費量の影響を除いても、やはり農村では都市と比較すると犯罪発生率は低いことがわかる。

つぎに農家人口比率が犯罪発生率の低下にどの程度寄与しているのか、1989年から1991年のプールデータを使って考察してみよう。ここでは仮に、同期間に犯罪発生率の最も高い大阪府とその他の都道府県の犯罪発生率の対数差について、説明変数の寄与率を試算してみることにする。すなわち、

$$\begin{aligned}\ln(C_0/C_i) = & \alpha_1 \ln(AG_0/AG_i) \\ & + \alpha_2 \ln(P_0/P_i) \\ & + \alpha_3 \ln(POV_0/POV_i) \\ & + \alpha_4 \ln(ALC_0/ALC_i) \\ & + \alpha_5 \ln(ENV_0/ENV_i)\end{aligned}$$

の両辺を左辺で除して左辺の値を100とおくと、寄与率を%単位で表すことができる。ここにサブスクリプト a, i はそれぞれ大阪府と第 i 県を表すものとする。

寄与率の推定結果は表7に示されている。犯罪発生率の低い県については残差が小さいが、高い県すなわち、福岡県、和歌山県、東京都、埼玉県等については $\ln(C_0/C_i)$ の値が小さいためにかなり大きな残差が発生してい

るという点で問題は残る。大阪府と全国平均を比較すると以下のことがいえよう。大阪府の犯罪発生率は人口十万人当たり2,171人であり全国平均1,354人の1.6倍も高い。その要因をみると、農家人口比率の寄与率が51%、検挙率の寄与率が39%、非生活保護率の寄与率が8%、飲酒量の寄与率が9%、公害苦情率の寄与率が-2%、説明されない残差による部分が-4%と、農家人口比率の寄与率が最も大きいことがわかる。

これまでの犯罪の経済学的分析では、犯罪発生に大きな影響を及ぼす要因としては、一般抑止変数といわれる検挙率、犯罪の機会費用を表す失業率やその他の経済的困窮指標および賃金水準、犯罪からのリターンを表す地域の経済活動水準等であった。しかし、本稿ではそれらの指標以上に、もしくは同程度に農家人口比率の影響が大きいことが示された⁽⁶⁾。

注(1) アメリカは移民よりなる多民族国家であり、犯罪の増加が深刻な問題となっているため、犯罪を減少させて安全な社会をつくるためにはどのような政策が望ましいのか、警察への支出はいかなる水準にすればよいのか、刑罰の厳しさはどの程度が望ましいのか等について、経済学者による研究が盛んに行われてきている。

(2) 本稿の推計モデルはSjoquist [47]と同様に単一方程式である。理論的には犯罪発生率と検挙率は相互に作用しあうために、同時方程式モデルを推計することが望ましい。しかし実際の推計では、より単純なモデルである単一方程式の推計のほうが複雑な同時方程式の推計よりも結果が頑強である場合が少なくない。現実には捜査能力に余裕があって犯罪発生率の上昇が検挙率の低下を引き起こすほど深刻なものではないならば、単一方程式の推計も充分意味があるであろう。Craig [35]は、単一方程式を推計したSjoquist [47]、Witte [49]やMyers [44]のほうが同時方程式を推計したSwimmer [48]やCarr-Hill and Stern [36]などよりも良好な結果を得

表 7 大阪府と各県の犯罪発生率の格差の要因分析

	犯罪発生率 (件/ 10万人)	農家人口 比率 (%)	犯罪発生率 の対数差 (%)	農家人口 比率の貢献 (%)	検挙率の 貢献 (%)	被生活保護 率の貢献 (%)	飲酒量の 貢献 (%)	公害苦情率 の貢献 (%)	残 差 (%)
北海道	1,526	6.8	100	46	57	-11	12	25	-29
青森	837	26.1	100	34	39	-2	5	1	23
岩手	921	33.4	100	41	20	6	8	4	20
宮城	857	21.5	100	32	35	8	6	0	18
秋田	652	34.8	100	30	31	2	3	3	32
山形	698	31.1	100	30	41	9	5	2	13
福島	980	29.2	100	42	34	12	7	6	-1
茨城	1,029	24.2	100	42	31	16	10	-5	6
栃木	1,037	22.1	100	41	29	15	8	-5	11
群馬	1,018	17.8	100	37	32	17	9	-2	8
埼玉	1,508	7.3	100	47	-10	34	23	-13	19
千葉	1,655	9.6	100	75	36	43	29	-16	-66
東京	1,907	0.7	100	-85	68	25	-15	-9	116
神奈川	1,220	2.1	100	3	22	13	11	6	45
新潟	945	25.9	100	39	29	12	2	4	15
富山	857	24.3	100	34	30	16	6	9	6
石川	861	17.2	100	30	33	12	4	-1	23
福井	838	25.2	100	33	42	15	5	-0	4
山梨	878	22.3	100	34	16	16	6	1	28
長野	1,024	28.8	100	44	35	18	6	-2	-2
岐阜	1,015	20.6	100	39	10	20	9	-1	24
静岡	856	12.6	100	25	21	17	6	3	28
愛知	1,404	8.0	100	42	44	26	10	-7	-14
三重	1,012	19.1	100	37	24	8	10	-2	22
滋賀	1,366	22.1	100	65	42	18	16	-8	-34
京都	1,344	7.6	100	36	42	-6	7	2	19
大阪	2,171	1.8							
兵庫	1,199	10.3	100	36	27	5	6	-3	30
奈良	1,304	11.8	100	44	25	4	16	4	6
和歌山	1,643	16.6	100	96	88	11	17	2	-113
鳥取	1,099	30.3	100	50	61	6	7	10	-34
島根	849	30.3	100	36	39	7	5	4	9
岡山	1,175	21.7	100	49	43	6	11	5	-14
広島	1,698	12.2	100	96	27	20	16	12	-71
山口	982	15.2	100	33	24	3	6	2	33
徳島	990	23.9	100	40	44	-2	10	1	7
香川	1,015	23.4	100	41	49	6	8	0	-4
愛媛	1,291	18.7	100	54	46	4	11	-4	-11
高知	1,444	18.5	100	70	87	-12	6	-3	-48
福岡	1,992	9.0	100	243	99	-78	69	-59	-173
佐賀	814	26.2	100	33	18	5	7	4	34
長崎	724	14.9	100	23	34	-1	6	-1	39
熊本	974	22.5	100	38	33	3	8	-1	19
大分	869	21.5	100	33	30	-0	7	-3	35
宮崎	992	21.7	100	38	40	1	8	-4	16
鹿児島	960	20.3	100	36	32	-1	10	-2	25
全 国	1,354	12.9	100	51	39	8	9	-2	-4

ていると述べている。

- (3) 平成5年版警察白書によれば、平成4年度におけるわが国の犯罪の発生状況は、総数174万2,366件、うち凶悪犯罪が6,338件、粗暴犯が3万6,630件、窃盗犯が155万5,863件、知能犯が6万3,121件、風俗犯が6,201件、その他の刑法犯が10万4,213件であった。犯罪の罪種別に分けて分析するほうが望ましいが、県別のデータを使用したために、細分しすぎると大数の法則が成立しにくくなり推計結果が不安定になることもわかったので、ここではとりあえず第一次接近として刑法犯総数を使用した。
- (4) アメリカの実証研究の結果より、一般に刑罰の確実性は刑罰の厳しさよりも強い抑止効果を持つことが示されている。
- (5) わが国では一般抑止仮説の成立を証明する先駆的研究としては秋葉〔1〕がある。
- (6) 説明変数として県民1人当たりGDPや賃金水準を使用して推計を試みたが、これらの係数は有意ではなかった。

4. まとめにかえて

本稿は農村の持つ社会安定化機能について分類・整理し若干の考察を行った。社会安定化機能としては様々なものが考えられ、本稿では労働市場安定化機能、高齢者保護機能、安全維持機能、避難所機能という分類を試み一通りの整理を行った。本稿以外の分類もちろん可能であろうし、本稿では扱われなかった重要な機能もあるかもしれない。社会安定化機能のより詳細な分類と分析は今後の研究の課題としたい。さらに、社会安定化機能のひとつと考えられる安全維持機能に着目し、農家人口比率と犯罪発生率について計量分析を行った。従来より農村では都市と比較すると犯罪が少ないことが指摘されていたが、本稿の分析結果より、検挙率や経済的困窮度やアルコール消費量等の犯罪発生率に影響を及ぼすと考えられる要因を除外しても、やはり農村では都市と比較すると犯罪が少ないことが示された。

〔引用文献〕

- 〔1〕 秋葉弘哉（1993）『犯罪の経済学』多賀出版。
- 〔2〕 梅村又次（1970）『労働力の構造と雇用問題』岩波書店。
- 〔3〕 浦出俊和・浅野耕太（1993）「セミパラメトリック・アプローチによる水田の社会的便益評価に関する研究」『農業経済研究』12月号、pp. 171-180。
- 〔4〕 大内力（1990）『農業の基本的価値』家の光協会。
- 〔5〕 大鎌邦雄（1994）『行政村の執行体制と集落——秋田県由利郡西目村の「形成」過程——』農業総合研究所、研究叢書、第116号。
- 〔6〕 岡本祐三（1990）『デンマークに学ぶ豊かな老後』朝日新聞社。
- 〔7〕 小野清一郎（1946）『本邦犯罪現象の認識』喜久屋書店。
- 〔8〕 川崎澄雄（1989）「老人と別居親族関係」益田光吉編『老人と家族』所収、中央法規。
- 〔9〕 川本彰（1983）『むらの領域と農業』家の光協会。
- 〔10〕 川本彰（1990）『農村社会論』明文書房。
- 〔11〕 清永賢治、桶田清順、米里誠司、吉田幾太郎（1992）「犯罪者の視点に基づく市街地評価の研究」『科学警察研究所報告』33巻1号。
- 〔12〕 警察庁監修、伊藤滋編（1982）『都市と犯罪』東洋経済新報社。
- 〔13〕 経済企画庁（1984）『活力ある高齢社会を目指して』。
- 〔14〕 駒田信二郎（1957）『犯罪の都市化と実態』有斐閣。
- 〔15〕 茂野隆一（1989）「農家高齢者の就業行動」『農業経済研究』第61巻第2号。
- 〔16〕 新保輝幸・浅野耕太（1993）「中山間地域農林業の外部経済効果の計測——診断検定によるモデル・ビルディング——」『農林業問題研究』第29巻第2号。
- 〔17〕 鈴木敏子・松浦勲（1986）「老親扶養と家族」布施晶子他『老人と家族』所収、青木書店。
- 〔18〕 須永芳顕（1982）「日本農業「自立」の問題点」『農業総合研究』第36巻第1号。
- 〔19〕 須永芳顕（1982）「経済基調の変化と農家の就業動向」『農業総合研究』第36巻第4号。
- 〔20〕 須永芳顕（1987）「農家の就業構造」『農業

- 総合研究』第41巻第3号。
- [21] 永田恵十郎 (1988)『地域資源の国民的利用』農文協。
- [22] 西澤栄一郎・吉田泰治・加藤尚史 (1991)「農林地のもたらすアメニティの評価に関する試論」『農総研季報』9月号, pp. 1-7。
- [23] 早川和夫・岡本祥浩 (1993)『居住福祉の論理』東京大学出版会。
- [24] 平野龍一, 佐藤寧子 (1965)「都市と犯罪」岩井弘融ほか『都市問題講座 5, 社会環境』有斐閣。
- [25] 藤本高志・高木清隆・横井邦彦 (1993)「景観作物の居住者による経済評価——コンティンジェント評価法の適用——」『農村計画学会誌』第12巻第1号, pp. 33-45。
- [26] 福岡克也・宮田謙 (1983)「森と水の最適制御と公益的機能評価」『森林文化研究』第4巻第1号, pp. 37-42。
- [27] 逸見謙三 (1959)「農家人口の減少傾向」, 大川一司編『過剰就業と日本農業』所収, 春秋社。
- [28] 丸山義皓 (1984)『企業・家計複合体の理論』創文社。
- [29] 三菱総合研究所 (1991)『水田のもたらす外部経済効果に関する調査・研究報告書』。
- [30] 村口康雄 (1965)「貧困・失業・スラム」岩井弘融ほか『都市問題講座 5, 社会環境』所収, 有斐閣。
- [31] 矢部光保 (1991)「都市住民による保健休養機能評価——CVMによる環境評価手法の適用——」, 農業環境技術研究所『多面的機能評価の総合的分析研究 (平成3年度)』, pp. 47-62。
- [32] 矢部光保 (1992)「農山村の持つ保健休養・環境教育価値の経済評価」, 農業総合研究所『農業・農村の多面的機能——ECの農業・環境政策および山村の居住快適性・保健休養機能——』, pp. 127-178。
- [33] Becker, Gary S. (1968), "Crime and Punishment: An Economic Approach", *Journal of Political Economy*, 76, pp. 169-217.
- [34] Block M.K. and Heineke J.M. (1975), "A Labor Theoretic Analysis of the Criminal Choice", *American Economic Review*, 65, pp. 314-325.
- [35] Craig, Steven G. (1987), "The Impact of Local Public Goods Production", *Journal of Public Economics*, 32, pp. 331-353.
- [36] Carr-Hill, R.A., and Stern N.H. (1973), "An Economic Model of the Supply and Control of Recorded Offences in England and Wales", *Journal of Public Economics*, 2, pp. 289-318.
- [37] Davis M.L. (1988), "Time and Punishment: An Intertemporal Model of Crime", *Journal of Political Economy*, 96, pp. 383-390.
- [38] Dickens, William T. (1986), "Crime and Punishment Again: The Economic Approach with a Psychological Twist", *Journal of Public Economics*, 30, pp. 97-107.
- [39] Egaitsu F. (1992), "Japanese Agricultural Policy: Unfair and Unreasonable?", Coyle W.T., Hayes D., Yamauchi H., *Agriculture and Trade in the Pacific*, West View.
- [40] Ehrlich, Issac (1973), "Participation in Illegitimate Activities: A Theoretical and Empirical Investigation", *Journal of Political Economy*, 81, pp. 521-565.
- [41] Fedaei-Tehrani, (1989), "The Cost of Crime: Unemployment and Poverty", *International Journal of Social Economics*, 16, No. 12.
- [42] Furlong William J. (1987), "A General Equilibrium Model of Crime Commission and Prevention", *Journal of Public Economics*, 34, pp. 87-103.
- [43] Mathur Vijay K. (1978), "Economics of Crime: An Investigation of the Deterrent Hypothesis for Urban Areas", *The Review of Economics and Statistics*, 94, pp. 459-467.
- [44] Myers, Samuel L. (1983), "Estimating the Economic Model of Crime: Employment versus Punishment Effect", *Quarterly Journal of Economics*, 157-166.
- [45] Myint H., "The Economics of the Developing Countries", 木村修三, 渡辺利夫訳 (1981)『開発途上国の経済学』東洋経済新報社。
- [46] Polinsky, A. Mitchell, and Shavell, Steven (1984), "The Optimal Use of Fines and Imprisonment", *Journal of Public Eco-*

nomics, 24, pp. 89-99.

- [47] Sjoquist David L. (1973), "Property Crime and Economic Behavior : Some Empirical Results", *American Economic Review*, 63, pp. 439-446.
- [48] Swimmer E. (1974), "Measurement of the Effectiveness of Urban Law Enforcement : A Simultaneous Approach", *Southern Economic Journal*, 30, pp. 618-630.
- [49] Witte, Ann D. (1980), "Estimating the Economic Model of Crime with Individual Data", *Quarterly Journal of Economics*, 94, pp. 57-83.

〔付記〕

本稿をまとめるに当たっては多くの人々の協力を受けた。東京大学農学部の新開津典生教授からは本稿の出発点となる基本的なアイデアを教えられ、同、生源寺真一助教授からは貴重な御教示をいただいた。

須永芳顕部長には、素稿の段階から丁寧に指導していただいた。吉田泰治室長からは、本稿を完成させるに当たって極めて有益なコメントをいただいた。鈴木宣弘研究員からは適切なコメントをいただいた。

また、警察庁図書館の皆様には、膨大な統計資料や参考文献の収集に関してお世話になった。記して謝意を表したい。